

改正

平成28年2月26日告示第14号

平成29年3月31日告示第66号

平成30年6月1日告示第100号

いすみ市転入者等特急料金券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、いすみ市の定住人口の増加を図るため、JR外房線を利用する通勤者及び通学者に対し、特急料金券の購入に要する経費の一部について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期券 東日本旅客鉄道株式会社その他の国内鉄道会社の発行する通勤又は通学に要する定期券であって、JR外房線の区間を含むものをいう。
- (2) 通勤者 平成27年3月1日以降に本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、JR外房線の区間を含む定期券を購入し、特急列車で通勤するものをいう。
- (3) 通学者 本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、平成28年3月1日以降にJR外房線の区間を含む定期券を購入し、特急列車で学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。）に通学するものをいう。
- (4) 特急料金券 東日本旅客鉄道株式会社の発行する定期券用月間料金券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 通勤者であって、市税等の滞納のないもの
- (2) 通学者であって、当該通学者を含む世帯において主に生計を維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）に市税等の滞納のないもの
- (3) 過去にこの告示に基づく補助金と同種の補助金等の交付を受けたことのない者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、特急料金券の通用期間とする。ただし、第6条第1項

又は第2項に規定する申請書を提出した日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に限る。

2 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象者1人につき、申請日から通算して3年を上限とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、特急料金券の購入（定期券の通用期間内に購入したものに限り。）に要した経費とし、補助金の額は、補助対象期間内に購入した特急料金券1枚につきその購入金額の2分の1の額（その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、1万円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする通勤者は、いすみ市転入者等特急料金券購入補助金交付申請書（通勤者用）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）住民票の写し
- （2）補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の前年度において、当該申請をしようとする者に市税等の滞納がないことを証する書類
- （3）定期券の写し
- （4）特急料金券
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする通学者は、いすみ市転入者等特急料金券購入補助金交付申請書（通学者用）（様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）前項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類
- （2）補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の前年度において、当該申請をしようとする者と同一世帯の主たる生計維持者に市税等の滞納がないことを証する書類
- （3）学生証の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

3 前2項の申請は、特急料金券の通用期間の末日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、特急料金券の通用期間の末日が、申請日の属する年度の3月31日を超える場合は、同日までとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、いすみ市転入者等特急料金券購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした通勤者又は通学者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、いすみ市転入者等特急料金券購入補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日以後の通用期間中に市外に転出したとき。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた日以後の通用期間中に定期券の払戻しをしたとき。
- (4) 交付の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) 市長が必要と認めたとき。
- (6) その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(交付の請求)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市転入者等特急料金券購入補助金交付請求書兼振込依頼書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査を実施することができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、いすみ市転入者等特急料金券購入補助金返還命令書（様式第5号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 2 月26日告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日告示第66号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月 1 日告示第100号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のいすみ市転入者等特急料金券購入補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請をする者について適用し、同日前に申請をした者については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現に改正前のいすみ市転入者等特急料金券購入補助金交付要綱に基づき作成された様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。